

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する意見募集の結果について

令和6年10月25日(金)

環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室
大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」について、以下のとおり意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

1. 概要

- (1)意見募集期間: 令和6年8月21日(水)～同年9月20日(金)
- (2)実施方法: 電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3)意見提出方法: e-Govの「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見募集の結果

- (1)意見件数: 6件 うち有効件数2件
- (2)お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方: 別紙のとおり

お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>【第1条（公表の方法）関係】 （公表の方法） 第一条地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）</p> <p>改正後（素案） 第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表・・・</p> <p>提出意見：排出係数を追記する。 第七条の規定による我が国における温室効果ガスの排出量、吸収量及び排出係数の公表・・・</p> <p>提出理由：温室効果ガスの排出量を算出する際に電力及びガス等の排出係数を付与することにより、算出の容易性及び確実性を向上させ、算出根拠にも寄与する。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第1条は、地球温暖化対策の推進に関する法律第7条（※）において、環境省令に委任されている、温室効果ガスの排出量及び吸収量の公表方法について定める規定であり、公表の対象については環境省令に委任されていないことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、排出係数については、国連気候変動枠組条約事務局に毎年提出している日本国温室効果ガスインベントリ報告書において詳細に記載しており、当該報告書は、以下の環境省 HP からご覧いただけます。</p> <p>https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/unfccc/</p> <p>※参考 ○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（抜粋） 第7条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1（a）に規定する目録及びパリ協定第十三条7（a）に規定する目録に係る報告書を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。</p>
<p>【その他】 1 ページの11行目「標記部分に二重傍線を付した規定」は2ページ、3ページの表に該当する箇所がないのではないかと？</p>	<p>法令改正実務上、誤り防止等の観点から、柱書部分の文言は統一する運用としております。御指摘のとおり、本改正案においては、条文の規定全体を変更するような改正はなく、表中に二重傍線を付した規定はありません。</p>

その他、今回の改正に関係の無い御意見を4件頂戴しました。

以上